

中津市議会及び議長交際費の支出及び公表に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、中津市議会及び議長交際費（以下「交際費」という。）の適正かつ公正な執行を図るため、その支出及び情報の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交際費)

第2条 交際費とは、議長及び議員が、中津市議会を代表し、対外的活動をするために必要と認める場合に、予算の範囲内で支出する経費をいう。

(交際費の支出)

第3条 交際費の支出については、その相手方や内容が相当であり、社会通念上妥当と認められる範囲において行うものとする。

(支出区分及び支出基準)

第4条 交際費の支出区分及び支出金額の基準は、次のとおりとする。

区 分	対 象 等	支出金額
慶 祝	祝賀会、記念式典、大会等に参加する場合、祝意に係る経費	2万円以内の額
見 舞	市政・市議会関係者等の病気等に対する見舞金、災害等による見舞金・義捐金等に係る経費	1万円以内の額 ただし、事故、災害等の内容を考慮し、この額により難しい場合は、現に必要とする額
弔 慰	市政・市議会関係者等及びその親族の葬儀等における香典、供花等に係る経費	1万円以内の額 ただし、議長が特に必要と認める場合は、供花等、社会通念上妥当と認められる範囲内で別に支出できる。
会 費	各種団体等の構成員として要する経費、各種団体等が行う懇親会、情報交換等を目的とする会合の出席に要する経費	会費相当額
協賛・賛助	各種大会等の開催の協賛に要する経費、各種団体等の活動趣旨賛同に要する経費	1万円以内の額
その他	市議会運営上必要な交際等に要する経費として議長が特に認める経費	社会通念上妥当と認められる範囲内

(公表の内容)

第5条 交際費の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 支出項目
- (2) 支出件数
- (3) 支出金額

(公表の方法)

第6条 交際費の公表は、中津市ホームページに掲載することにより行うものとする。

(個人情報の保護)

第7条 交際費の公表に当たっては、個人情報の保護に十分配慮し行わなければならない。

(見直し)

第8条 議長は交際費支出の内容や、金額が市民感覚とかけ離れることなくまた、社会経済状況の変化等を十分考慮した上で、この基準の適正な執行に努めるとともに、適宜見直しをするものとする。

(その他)

第9条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成21年8月25日から施行し、平成21年4月1日の支出分から適用する。

附 則

この基準は、平成25年6月14日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。